

ID: 1552

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第99条の8第5項において準用する法第99条第4項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日